

学 振 育 第 3 0 5 号
令 和 5 年 2 月 2 4 日

若手研究者海外挑戦プログラム採用者 各位

独立行政法人日本学術振興会
理事長 杉 野 剛
(公印省略)

令和4年度における渡航先での著しい物価高の影響等に伴う特例措置について（通知）

平素より本事業の円滑な運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

独立行政法人日本学術振興会では、昨今のウクライナ情勢等に伴う急激かつ予見し難い世界的な経済・社会の構造的変化により、令和4年度において欧米を中心に近年類を見ない急激な物価高等が生じたことを踏まえ、このたび、令和4年度限りの特例措置として、渡航先での生計の維持や研究活動等に支障が生じていることに対する臨時の救済的一時金（臨時特別給付金）（以下「臨時特別給付金」という。）を制度や予算上の制限を考慮した上で、下記のとおり支給することとしました。

については、本特例措置の対象者には、令和5年2月中に別途メールにより、臨時特別給付金の受給可否に係る意向等の確認を行いますので、指定の期日までにご回答いただきますようお願いいたします。

記

（1）支給対象者

令和4年度中に本会旅費規程等で定める甲地方（※別紙参照。以下同じ。）に継続して90日以上期間にわたり若手研究者海外挑戦プログラム採用者として海外渡航した者（渡航中の者を含む）

※特別研究員と若手研究者海外挑戦プログラムの採用期間が重複している者については、特別研究員の臨時特別給付金のみを支給します。ただし、本事業による支給額が特別研究員による支給額よりも高額の場合は、本事業の臨時特別給付金のみを支給することとします。

（2）支給対象期間

令和4年度中の継続する90日以上甲地方への海外渡航期間とします。

※海外渡航期間は、出国日及び入国日を含みます。

(3) 支給額

対象者の海外渡航日数に関わらず、以下の日額単価を乗じた90日分を上限とする額(※)とします。

1, 200円/日

(※) 1人あたり10万8千円の支給となります。

(4) 支給予定日

令和5年3月30日(木)

(5) 臨時特別給付金の支給に係る留意事項

- ・原則本会登録の銀行口座に振り込みます。
- ・本会指定の期日までに、受給可否の意向に係る回答ができない場合には、速やかに本会までご連絡ください。
- ・支給手続き後に、海外渡航期間の変更等により支給対象日数に変更となる場合は、速やかに変更内容を本会までご連絡ください。なお、採用終了等により、臨時特別給付金の返還が生じるときは、臨時特別給付金を返還いただくこととなります。この場合、振込手数料は支給対象者の負担となりますのでご了承ください。
- ・手続き等についてご不明な点等ございましたら以下担当までお問い合わせください。

以上

(本件担当)

独立行政法人日本学術振興会

人材育成事業部人材育成企画課

若手研究者海外挑戦プログラム担当

TEL : 03-3263-1943 E-mail : toku-haken@jsps.go.jp

<p>甲 地 方</p>	<p>(アジア州) アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、トルコ共和国、パレスチナ、バーレーン王国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国</p> <p>(ヨーロッパ州) アイスランド共和国、アイルランド共和国、アンドラ公国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（英国）、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フィンランド共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ジブラルタル<イギリス>、スバルバル諸島・ヤンマイエン島<ノルウェー>、チャネル諸島<イギリス>、フェロー諸島<デンマーク>、マン島<イギリス></p> <p>(北アメリカ州) アメリカ合衆国（米国）、カナダ、グアム<アメリカ>、グリーンランド<デンマーク>、サンピエール島・ミクロン島<フランス>、バミューダ諸島<イギリス></p>
----------------------	--